情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱

平成20年4月1日 総情促第28号

最終改正:平成24年3月27日 総情促第29号

(通則)

第1条 情報通信利用促進支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「規則」という。)に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)、民間事業者 等が行う業務に必要な経費を補助することにより、通信・放送事業分野に属する事業の振 興等を図り、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公 平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

- 第3条 総務大臣(以下「大臣」という。)は、前条の目的を達成するため、機構、民間事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の対象となる業務(以下「補助事業」という。)は次のとおりとする。
 - (1) チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号。以下「障害者利用円滑化法」という。)第4条第1号に基づき通信・放送役務の提供又は開発に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務(これに附帯する業務を含む。)であって、機構が行うものをいう。

(2) 手話翻訳映像提供促進助成金交付業務

障害者利用円滑化法第4条第1号に基づき放送番組に合成して表示される手話翻訳映像の提供に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務(これに附帯する業務を含む。)であって、機構が行うものをいう。

(3) 字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務

障害者利用円滑化法第4条第1号に基づき字幕番組、解説番組又は手話番組の制作に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務(これに附帯する業務を含む。)であって、機構が行うものをいう。

(4) 通信·放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務

障害者利用円滑化法第4条第2号に基づき通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関連した情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じる業務(これに附帯する業務を含む。)であって、機構が行うものをいう。

(5) デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

通信・放送役務の利用に関する高齢者・障害者の利便の増進に資することを目的として、民間事業者等が行う、高齢者・障害者のための通信・放送役務の高度化に関するもの、又はこれまでに実施されていない高齢者・障害者のための通信・放送役務に関するものの研究及び開発業務をいう。

- 3 前項(1)~(4)の業務にあっては、補助事業を実施するために必要な経費のうち、機構に対して、補助金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。) 及びその区分、補助率並びに当該補助対象経費の費目は、補助事業ごとに別表第1から別表第4までのとおりとする。
- 4 第2項(5)の業務にあっては、補助事業を実施するために必要な経費は次のとおりとする。
 - (1) 補助金交付の対象となる経費は、当該補助事業を実施するために必要な経費のうち、 直接経費については別表5に掲げる費目及び費目の範囲内とする。
 - (2) 間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」の定義のとおりとし、補助対象事業者が受入れ可能な場合に限り交付するものとする。間接経費の執行は、間接経費を受け入れる機関の長の責任の下で適正に行うものとする。
 - (3) 補助金の額は、一研究開発当たりの別表第5に掲げる費目に従い、直接経費の額の2分の1に相当する額(当該金額が3千万円(助成対象事業が、通信・放送役務の利用に身体の機能上の制限を受ける者の当該通信・放送役務の円滑な利用を可能とするための情報の入出力に係る技術に関する研究開発を行うものである場合には、4千万円)を超える場合には3千万円(助成対象事業が、通信・放送役務の利用に身体の機能上の制限を受ける者の当該通信・放送役務の円滑な利用を可能とするための情報の入出力に係る技術に関する研究開発を行うものである場合には、4千万円)とする。)とする。この場合において、金額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

- 第4条 機構、民間事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに補助金交付申請書(様式第1-1から様式第1-5までの該当する様式)を大臣に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項(5)の業務の補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

- 第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の 内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付 決定通知書(様式第2-1から様式第2-5までの該当する様式)をもって申請者に通知 するものとする。
- 2 大臣は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。
- 3 大臣は、第1項の場合において、交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。
- 4 大臣は、申請に対し不交付の決定をしたときには、不交付決定通知書(様式第3)を もって申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 補助金の交付決定通知を受けた機構、民間事業者等(以下「補助事業者」という。) は、前条第1項の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。
- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は なかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

- 第7条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
 - 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた 日を含む。)の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧 に供することができるように保存しておかなければならない。
 - 3 大臣は、前項の期間内は、いつでも、第1項の帳簿及びすべての証拠書類の閲覧又は 謄写の請求をすることができる。

(計画変更の承認等)

- 第8条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第4による計画 変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 経済事情や技術の進歩に即応してシステムを変更する場合で、補助事業の目的に変 更をもたらすものでなく、かつ、能率的な補助事業の目的の達成に資するようなもの
 - イ 補助事業の実施時期、実施期間又は人員を変更する場合で、補助事業の目的の達成 に支障を及ぼさないもの
 - (2) 第3条第2項、(5)の業務にあっては、補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分のいずれか低い額の20パーセント以下の流用の

場合を除く。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は 条件を付すことができる。

(事故の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第5による事故報告書を大臣に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、大臣の要求があったときは、補助事業の遂行状況及び収支の状況 について様式第6により大臣に報告しなければならない。

(予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合は、その状況及び理由並びに将来の見通しを記載した報告書を速やかに大臣に提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業ごとに情報通信利用促進支援事業費補助事業実績報告書(様式第7-1から様式第7-5までの該当する様式)を大臣に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となった場合であって、大臣の承認を受けたときは、この限りでない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等 仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければ ならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、補助事業ごとにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第2項の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、変更後の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。
- 2 前項の交付すべき補助金の額は、補助事業ごとに次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項、(1)~(4)の業務については、補助金の額の実績額と交付決定額のいず れか少ない額
- (2) 第3条第2項、(5)の業務については、補助金の額の実績額と交付決定額のいずれか少ない額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が 支払われているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令をした日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

- 第14条 補助金は、前条第1項又は第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した 後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定 の後に概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8による補助金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

- 第15条 大臣は、第8条第1項(3)の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をする ときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 大臣は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他適正化法 (適正化法に基づく命令を含む。)又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付 の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 補助事業者は、大臣が前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金の支払を受けているときは、大臣の定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。
- 4 大臣は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者がその命令に係る補助金の支払を受けた日から納付の日までの期間において、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

(契約)

第16条 補助事業者は、補助対象経費の遂行に係る契約をする場合には、一般の競争に付 さなければならない。ただし、補助事業の遂行上一般の競争に付すことが困難又は不適当 である場合においては、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第17条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部 又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、 信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に 規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1 条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、 大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の 2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決 定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第10による取得財産等明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、その管理に係る取得財産等を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 5 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。
- 2 前条第5項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(企業化の報告)

第20条 第3条第2項、(5)の業務にあっては、助成対象事業者は、助成対象期間が終了 した年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該助成対象事業に係る過去1年間 の企業化状況について、報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。

(収益納付)

- 第21条 大臣は、前項の報告書により、補助事業者に当該補助対象事業の実施結果の企業 化等によって相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した助成金の 全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。
- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計を上限 とする。
- 3 収益納付を命ずることができる期間は、補助対象事業となった研究開発が完了した年度 の翌年度以降5年間とする。

(間接経費執行実績報告)

- 第22条 間接経費受入機関は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に従い、間接経費を適正に執行しなければならない。
- 2 間接経費受入機関は、補助事業が完了した年度の翌年度の6月30日までに、前項に掲 げる共通指針に従って作成された間接経費執行実績報告書を、大臣に提出しなければなら ない。

(申請書等の提出部数)

第23条 この要綱に定める書類の提出部数は1部とする。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、大臣が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 情報通信技術開発支援等事業費補助金交付要綱(平成16年3月31日総情通第45号。 以下「補助金要綱」という)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、補助金要綱により現に補助金が交付又は交付決定されている通信・放送新規事業助成金交付業務、身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務、字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務、通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務、通信・放送融合技術開発促進助成金交付業務及び通信・放送融合技術開発システム整備業務については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行前に補助金要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときは、この附則に別段の定めがあるものを除き、本要綱の規定によりしたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている通信・放送新規事業助 成金交付業務及び身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務について は、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務

	補	助	対	象	経	費		補	助	率
チャレンジド[に係る経費	句け通何	言・放	送役務	₹提供 ・	開発	推進助成金	金交付業務	定		額

手話翻訳映像提供促進助成金交付業務

	補	助	対	象	経	費	補	助	率
手話翻	羽訳映像	?提供(足進助」	成金交	付業務	紀に係る経費	定		額

字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務

	補	助	対	象	経	費	補	助	率
字幕番組、	解説者	番組等 1	制作促	進助成	念交付	†業務に係る経費	定		額

通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務

	補	助	対	象	経	費		補	助	率
通信・放送に係る経費		障害者	利用円]滑化哥	事業関:	重情報提供業 務	X D	定		額

補助対象経費及び直接経費の費目とその範囲

費目		補助対象経費の範囲
I 設	建設費	建物の建造、改造、購入、借用に要する費用(ガス、水道、暖 房、照明、通風等建物に附属する施設の買受けに要する経費を含む。)であって、専ら申請に係る研究開発に使用され、かつ、当該 研究開発に必要不可欠なもの。 ただし、敷金、保証金、礼金を除く。
備費	機械装置 等購入費	研究開発に必要な機械装置(電子計算機を含む。)及び工具器具備品(耐用年数1年以上のものであって100万円以上のものに限る。)の購入、製造、改造、借用、修繕又は裾付けに必要な経費。
п	物品費	研究開発を行うために直接必要な工具器具備品(耐用年数1年以上のものであって100万円以上のものを除く。)、消耗品(耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、研究開発に直接必要なもの)及び材料の購入、製造、改造、修繕又は裾付けに必要な経費。
Ш	労務費	研究開発職員、工員等、研究開発に直接従事する職員に対する人件費。各々の人件費は基本給のほか、賞与、家族手当、住宅手当及び法定福利費を含むが退職金は除く。
IV	外注費	研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・ 評価等の外注に必要な経費。
v	委託費	大学等に技術指導・委託研究を行わせるために必要な委託費。
VI	諸経費	研究開発を行うために直接必要な旅費、文献購入費、光熱水料、 コンピュータ使用料、通信・運送費、雇上費、租税公課その他研究 開発に必要な経費として総務省が認めた経費。

総務大臣ののの殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

総務大臣 〇〇〇殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 手話翻訳映像提供促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

総務大臣 〇〇〇殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

総務大臣 〇〇〇殿

住 所 名 称 代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

総務大臣 〇〇〇 殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称 デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

〇 〇 〇 〇 〇 殿

総務大臣 〇〇〇〇

補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項(及び第3項)の規定に基づき、下記のとおり(又は次のとおり修正の上)交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

- 1 補助事業の名称 チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。)第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務 省所管補助金等交付規則(平成12年総理府、郵政省、自治省令第6号)の定めるところ に従わなければならない。

〇 〇 〇 〇 殿

総務大臣 〇〇〇〇

補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項(及び第3項)の規定に基づき、下記のとおり(又は次のとおり修正の上)交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

- 1 補助事業の名称 手話翻訳映像提供促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。)第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務 省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)の定めるところ に従わなければならない。

〇 〇 〇 〇 殿

総務大臣 〇〇〇〇

補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項(及び第3項)の規定に基づき、下記のとおり(又は次のとおり修正の上)交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

- 1 補助事業の名称 字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。)第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務 省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)の定めるところ に従わなければならない。

〇 〇 〇 〇 殿

総務大臣ののの印

補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進 支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項(及び第3項)の規定に基づ き、下記のとおり(又は次のとおり修正の上)交付することに決定したので、適正化法第8 条の規定に基づき通知する。

- 1 補助事業の名称 通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。)第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務 省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)の定めるところ に従わなければならない。

〇 〇 〇 〇 殿

総務大臣ののの印

補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項(及び第3項)の規定に基づき、下記のとおり(又は次のとおり修正の上)交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

- 1 補助事業の名称 デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日総情促第28号。以下「交付要綱」という。)第9条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務 省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)の定めるところ に従わなければならない。

〇 〇 〇 〇 殿

総 務 大 臣 〇 〇 〇 〇 印

補助金不交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進 支援事業費補助金については、下記の理由により交付できませんので、交付要綱第5条の規 定によりの規定により通知します。

総務大臣ののの殿

住 所 名 称 代表者氏名 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業計画変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進 支援事業費補助金に係る補助事業の計画を下記のとおり変更したいので、情報通信利用促進 支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 計画の変更の内容
- 3 計画の変更を必要とする理由
- 4 計画の変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の経費(補助事業に要する経費及び補助対象経費)の配分及びその算出基礎 (新旧対比のこと。)
- (注)中止又は廃止の場合には、中止後又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

総務大臣

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業事故報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進 支援事業費補助金に係る補助事業の事故について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付 要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業の現在の進捗状況
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

総務大臣 〇〇〇殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進 支援事業費補助金に係る補助事業の遂行状況及び収支の状況について、情報通信利用促進支 援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実績概要
- 3 補助対象経費の区分別の実績概要

記番号 年月日

総務大臣 〇〇〇殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業 (チャレンジド向け通信・放送 役務提供・開発推進助成金交付業務) 実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算
 - (1) 収入

 補助金充当額
 円

 自 己 資 金
 円

 合
 計

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に	要した経費	補助対	象経費	補助金充当額		
	計画額 実績額		計画額	実績額	交付決定額	実 績 額	
合 計							

イ 支出内訳

総務大臣 〇〇〇殿

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業 (手話翻訳映像提供促進助成金交付業務) 実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算
 - (1) 収入

補助金充当額円自 己 資 金円合計

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に	要した経費	補助対	象経費	補助金充当額		
	計画額 実績額		計画額	実績額	交付決定額	実 績 額	
合 計							

イ 支出内訳

総務大臣

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業(字幕番組、解説番組等制作促進 助成金交付業務)実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算
 - (1) 収入

補助金充当額円自 己 資 金円合計

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に	要した経費	補助対	象経費	補助金充当額		
	計画額 実績額		計画額	実績額	交付決定額	実 績 額	
合 計							

イ 支出内訳

総務大臣

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業(通信·放送身体障害者利用円滑 化事業関連情報提供業務)実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算
- (1) 収入

 補助金充当額
 円

 自 己 資 金
 円

 合
 計

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に	要した経費	補助対	象経費	補助金充当額		
	計画額 実績額		計画額	実績額	交付決定額	実 績 額	
合 計							

イ 支出内訳

総務大臣

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業 (デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発) 実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算
- (1) 収入

 補助金充当額
 円

 自 己 資 金
 円

 合
 計

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に	要した経費	補助対	象経費	補助金充当額		
	計画額 実績額		計画額	実績額	交付決定額	実 績 額	
合 計							

イ 支出内訳

総務大臣

 住
 所

 名
 称

 代表者氏名
 印

○○年度情報通信利用促進支援事業費補助金精算(概算)払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助事業について、 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求しま す。

- 1 補助事業の名称
- 2 精算(概算)払請求金額(単位は円とし、算用数字を使用すること。)
- 3 概算払いの場合は、請求金額の算出内訳及び概算払いを必要とする理由を記載すること。

取得財産等管理台帳

(単位:円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	補助率 備 考

- (注) 1 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍・資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
 - 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
 - 3 取得年月日は、検収年月日とすること。

取得財産等明細表(〇〇年度)

(単位:円)

区分 財産名	規格	数量	単 価	金額	取得年月日	保管場所	補助率 備 考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、当該事業年度において取得した財産とする。
 - 2 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍・資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、 (オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
 - 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。 取得年月日は、検収年月日とすること。